

議案第36号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
審査指導課	新たに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料等を定めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 長期優良住宅の普及に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 長期優良住宅の認定</p> <p>現在、長期優良住宅の普及に関する法律に基づく認定制度は新築住宅のみを対象としているが、同法施行規則及び告示が改正され、平成28年4月1日から新たに既存住宅も認定対象として運用されることとなったことに伴い、<u>既存住宅に係る認定手数料を追加しようとするもの。</u></p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定</p> <p>我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。また、他部門（産業・運輸）が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。</p> <p>そうしたことから、建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠として、平成27年7月8日付け法が公布され、平成28年4月1日付け、施行されることとなった。当該法では、<u>建築物が省エネ基準に適合すること、また、建築物の新築、改修の計画が、誘導基準に適合すること等</u>について所管行政庁の認定を受けることができるようになったことに伴い、関連する<u>手数料を追加しようとするもの。</u></p> <p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>